

お知らせ

UR都市機構



平成 21 年 7 月から、一部の営業センターにおいて、UR 賃貸住宅入居者募集業務の市場化テストを実施します。

このため、業務を実施する民間事業者を選定するための手続として、民間競争入札を実施します。

当機構の営業センターにおいて実施している賃貸住宅入居者募集業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日一部変更閣議決定）において、民間競争入札（いわゆる「市場化テスト」）を実施する対象として位置付けられています。

今回の民間競争入札では、実施要項に定められた 4 箇所の営業センターについて平成 21 年度から事業を実施する民間事業者を選定します。

※ 手続の詳細は、11 月上旬に公示される下記入札・契約情報のページをご確認ください。

【関東エリア】 <http://www.ur-net.go.jp/kanto/order/>

【関西エリア】 <http://www.ur-net.go.jp/west/order/index.html>

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」とは……

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めたものです。

「公共サービス改革基本方針」とは……

「競争の導入による公共サービスの改革」に関する政府の基本的な方針を明らかにするとともに、国の行政機関等の公共サービスのうち、官民競争入札・民間競争入札の対象とする業務や廃止の対象とする業務や、それに伴う措置、地方公共団体における官民競争入札・民間競争入札の実施を可能とする環境整備のための措置等を定めるものです。

同方針は、閣議決定により定められ、毎年見直されることとされています。

「民間競争入札」とは……

「官」は入札に参加せず、民間事業者の間で入札を行い、質・価格の両面で最も優れた者が、公共サービスの提供を担う仕組みです。

「実施要項」とは……

実施要項は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書と位置付けられています。

※ 本資料は、内閣府公共サービス改革推進室「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）逐条解説」等を元に作成しています。